

理 由

私は、貴校の定時制の課程で上記各教科に属する科目を履修したいので、許可して下さるようお願いいたします。

年 月 日

履修願者 氏
保護者 氏

名[㊤]
名[㊤]

鳥取県立 高等学校長 様

備考 履修願者が未成年者である場合には、保護者が連署すること。

(鳥取県立高等学校通信教育規則の一部改正)

第二条 鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第十三号中

住 所	県	市 郡	町 村	番 地
職 業				
氏 名	志願者との続柄			

住 所	県	市 郡	町 村	番 地
氏 名				

「様」に改める。

様式第十三号を次のように改める。

様式第十三号(第二十五条関係)

通信制課程一部科目履修願

履修願者	氏名	(ふりがな)	()	生年	月	日	性別	男女
	住所	県	市 郡	町 村	番 地			
	在籍学校名等	高等学校	課程	学科	科目			
	教 科	科	科	日				
	履修希望の科目							
	に属する科目							
理 由	私は、貴校の通信制の課程で上記各教科に属する科目を履修したいので、許可して下さるようお願いいたします。							
	年	月	日	履修願者 氏	名 [㊤]	保護者 氏	名 [㊤]	
				鳥取県立		高等学校長 様		

備考 履修願者が未成年者である場合には、保護者が連署すること。

(鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部改正)

第三条 鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中

氏名	氏名	本人と 続柄	
----	----	-----------	--

氏名		印「殿」や「様」
----	--	----------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十八号

平成十一年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

平成十年十二月一日

鳥取県教育委員会委員長 田 豊

平成十一年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取県立鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目210	約100人
鳥取県立倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	約100人
鳥取県立米子東高等学校	米子市勝田町1	約100人

2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、次の書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。

- (ア) 入学志願書(各募集高等学校から交付されたもの)に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと)をはり付けたもの
- (イ) 出身高等学校の校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類
- (ウ) 写真1枚(出願前3か月以内に脱帽して撮影した上半身像で、縦4cm、横3cmの大きさのものとし、裏面に出身高等学校名、氏名及び生年月日を記入すること。)

イ 各募集高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受験証を交付するものとする。

(2) 出願期間

平成11年4月2日(金)、3日(土)及び5日(月)。ただし、郵送による場合は、簡易書留とし、平成11年4月3日(土)までの消印のあるものに限る。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで(土曜日は、午前9時から正午まで)

(4) 受付場所

各募集高等学校

4 入学者選抜の方法

入学志願者の提出した書類の審査及び学力検査の結果を総合して行う。

5 学力検査の日時等

<p>(1) 日時 平成11年4月8日(木) 午前9時から(午前8時30分までに集合すること。)</p> <p>(2) 場所 各募集高等学校</p> <p>(3) 学力検査の教科 国語(国語Ⅰ及び国語Ⅱ)、数学(数学Ⅰ・数学A及び数学Ⅱ・数学B)及び英語(英語Ⅰ及び英語Ⅱ)</p> <p>6 合格者の発表 平成11年4月12日(月) 正午に各募集高等学校に合格者の受検番号を掲示する。</p> <p>7 注意事項 (1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。 (2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。</p> <p>8 参考事項 (1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。 国語、数学、外国語(英語)、理科、地理歴史、公民及び保健体育 (2) 専攻科の修業年限は1年とし、学期は第1学期(4月から8月まで)及び第2学期(9月から翌年3月まで)の2期とする。 (3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。</p>	
---	--